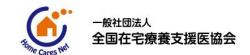
研修名:令和5年度厚生労働省委託事業 「在宅医療関連調査・講師人材養成事業 |

医療従事者の安全確保に関する調査結果と課題

島田潔

(一社) 全国在宅療養支援医協会 事務局長



2022年1月 (埼玉県ふじみ野市) 訪問医師が猟銃で射殺される事件

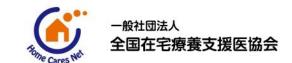
訪問診療の医師/理学療法士らが、患者の遺族

(息子)から散弾銃で撃たれ、死傷。

母親の死亡翌日に「心臓マッサージ」を

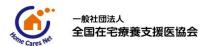
要望し断られた直後に発砲か

(2022年1月28日)



患者/家族による医療者への傷害/殺人などの事件

年	場所	事件	診療科など	被害者	加害者
2013	北海道	精神科医師が刺殺	精神科	50代男性医師	50代男性
2014	千葉県	診察中にナイフで刺される	総合病院	30代女性医師	30代男性
2014	北海道	診察中にナイフで刺される	消化器内科	50代男性医師	60代男性
2014	愛知県	刃物を持って病院に侵入	総合病院(娘の治療に不満く	?)	30代男性
2014	東京都	火炎瓶大量投下	大学病院		40代男性
2017	岐阜県	歯科医が医院で刺殺	歯科	50代男性医師	50代男性
2018	愛知県	診察中に首を刺される	外科	40代男性医師	60代男性
2019	愛媛県	入院中に刃物を振り回す	精神科、内科	男性看護師3名	40代男性
2019	埼玉県	訪問看護師を睡眠薬で猥褻行為	訪問看護	30代女性看護師	70代男
2020	北海道	訪問看護師を鉄アレイで暴打	訪問看護	60代女性看護師	50代女(家族)
2021	千葉県	自宅で医師の頭を刺す	訪問診療 (精神科通院歴あり)	男性医師	20代男性
2021	大阪府	外来患者が心療内科に放火	心療内科	25名死亡	60代男性
2022	埼玉県	患者遺族が医師を銃殺	訪問診療 (患者自宅で立てこもり)	40代男性医師	60代男性



• 調査対象

(一社)全国在宅療養支援医協会 会員、在宅医療政治連盟 会員、 上記の団体の会員のうち、メール連絡を許諾している会員を対象 在支協会員 775人 政治連盟会員 195人

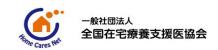
• 調査期間

調査期間:2022年2月2日~2022年2月28日

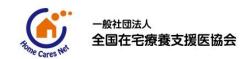
● 調査結果の回収状況

回収数:150件、回答率:15.4%

(内訳 在支協 80件10.3%、政治連盟 70件35.8%)

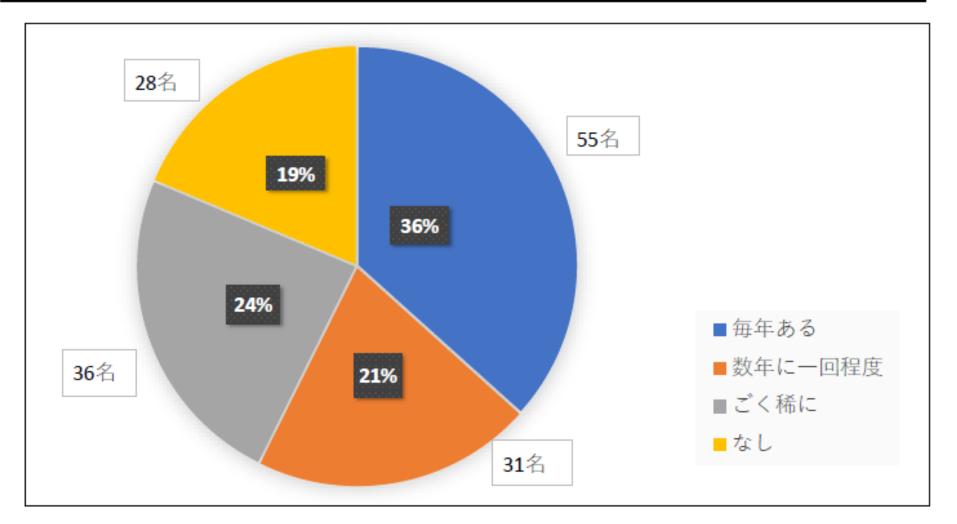


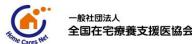
在宅医療の安全確保に関する調査報告書



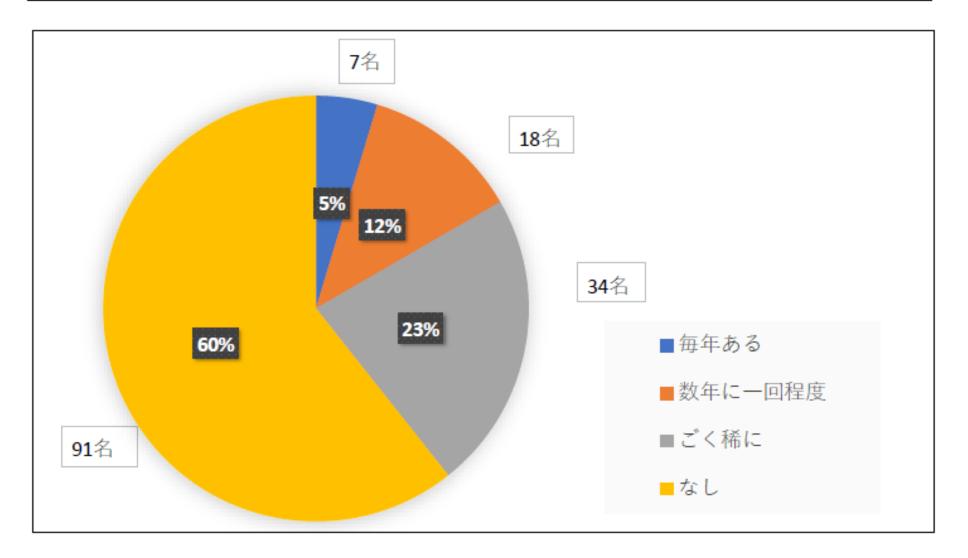
在宅医療の安全確保に関するアンケート(回答数150名)

Q1 理不尽な要求やクレームからのトラブルについて(1つ選択)

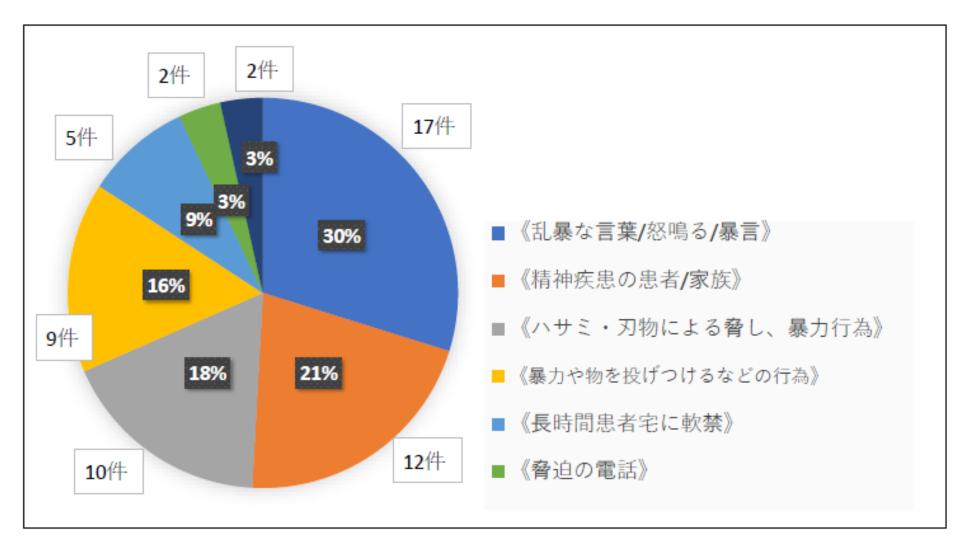




Q2 身の危険を感じるような経験について (一つ選択)

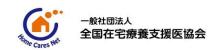


Q2に対する具体例をご記載ください。 カテゴリー別回答数:57件



《乱暴な言葉/怒鳴る/暴言(30% 17件)》

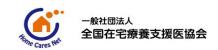
- ◆「殺すぞ」
- ◆「生き返らせないとお前も同じ目に合わせる」
- ◆「大声で恫喝」
 - →被害に遭った職員が精神的苦痛で退職するなども報告された。



《精神疾患の患者/家族》(21% 12件)

- ◆「家族がナタや庖丁を並べて待っていた」
- ◆「せん妄をきたした患者が刃物を振り回した」
- ◆「必ず身近に包丁またはハサミを置いている」
- ◆「家族が包丁を振りかざして外まで追いかけてきた」

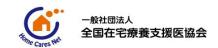




《ハサミや刃物による脅し・危険行為》(18%10件)

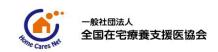
- ◆ 「家族が診察の隣で包丁を研いで見せる」
- ◆「自宅に日本刀・ドス・バールが置かれていた」
- ◆「患者にハサミを振り上げられた」





《長時間患者宅に軟禁》(9%5件)

- ◆「女性医師が看取りの時に壁に追い詰められた」
- ◆「深夜に往診先から帰れなくなり朝を迎えた」

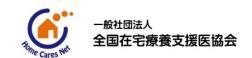


『応召義務』

医師法第 19 条第1項(昭和23年):

「診療に従事する医師は、診察治療の求があつた場合には、正当な事由がなければ、これを拒んではならない。」

▷いわゆる医師の「応招義務」を定めている。

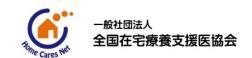


『応召義務』の医政局長通知

(令和元年12月25日)

応招義務をはじめとした診察治療の求めに対する適切な対応の在り方等について (検討理由) 現代においては、

- ●医療提供体制が大きく変化していること
- ●勤務医の過重労働が問題となるなかで、医療提供体制全体で提供するという前提に立つこと
- ▶どのような場合に「診療の求めに応じないことが正当化されるか否か」について整理した。
- ※過去の応招義務に係る通知等の行政解釈は、今後は基本的に本通知が妥当とする。



『応召義務』について

(令和元年医政局長通知)

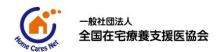
『診療時間内・勤務時間内の場合』

緊急性の有無に関わらず、患者の求めに応じて必要な医療を提供する必要がある。

専門性・診察能力、設備状況、他の医療機関等による医療提供の代替可能性を総合的に勘案し、 事実上診療が不可能といえる場合にのみ、診療しないことが正当化される。

『診療時間外・勤務時間外の場合』

応急的に必要な処置をとることや他の医療機関の紹介などの対応が望ましいが、 診療しないことは正当化される。原則、公法上・私法上の責任に問われることはない。



~診療しないことの正当性が認められるもの~ (令和元年 医政局長通知)

1 患者の迷惑行為

迷惑行為により診療の基礎となる信頼関係が喪失している場合など。

※ 診療内容そのものと関係ないクレーム等を繰り返し続けるなど。

2 医療費不払い

支払能力があるにもかかわらず悪意を持ってあえて支払わない場合など。

3 医学的に入院の継続が必要ない場合

他院への紹介や通院治療などで対応すれば足りるために、退院させること。

4 診療行為そのものの提供が著しく困難な場合

外国語などで言語が通じない、宗教上の理由等により結果として 診療行為そのものが著しく

困難であるといった事情が認められる場合。

1類・2類感染症など、制度上、特定の医療機関で対応すべき感染症に罹患している又はその疑いのある患者。

~在宅医療従事者等の安全確保のための意見交換会~

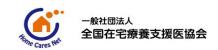
各都道府県医師会や医療機関、<mark>都道府県警察が連携</mark>し、意見交換のための機会を設ける 等の取り組みを推進する省庁の通達・事務連絡

※1「各都道府県医師会及び医療機関との連携の推進等について(通達)」

(令和4年6月20日付け警察庁丁生企発第346号・丁刑企発第59号警察庁生活安全局生活安全の 全企画課長・刑事局刑事企画課長通達)

※2 「各都道府県医師会及び医療機関並びに各都道府県警察との連携の推進等について」

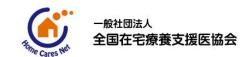
(令和5年1月31日付け厚生労働省医政局地域医療計画課事務連絡)



警察相談

所轄の警察を調べる

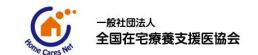
- ▶被害に遭った場所で決まる
 - ●診療所、往診先、自宅
 - ●電話強迫なら電話を受けた場所など



警察署内の相談先は

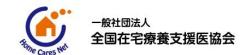
「刑事課」または「生活安全課」など

▶責任者と被害に遭った当人で出向く



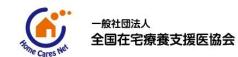
用意しておくと良いもの

- ▶相手氏名、住所、電話番号(携帯電話なども)、 生年月日、勤務先などの基本情報 (全てが揃わなくても良い)
- ▶トラブルの原因、経緯
- ▶事案発生時刻と内容
 - ・録音や録画があると良い
 - ・無ければ、文字記録で良い USBに入れる・プリントしておくとなお良い



警察ができること

- ●「事件化」
 - ▷被疑者の取り調べ(身柄拘束)
- ●「警告」
 - ▷被疑者に対する警告(対面・電話など)
- 巡回パトロールの強化
- ※身辺警護などはできない(要人警護などに限定されているため)



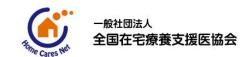
「事件化」について

●傷害事件

▷暴力行為、暴力行為の準備、予告

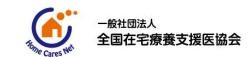
●恐喝、強要、威力業務妨害、

▷のちほど詳しく説明します



「事件化」となり得るもの

- ①具体的な身体への危害の発言
 - ▶反社会的勢力との関係を話す
 - ▶以下の行為を匂わす、遠回しの例えなど
- ②自宅や職場へ毎日押しかける(その予告も含めて)
- ③仕事や生活に著しい妨害を与える(その予告も含めて)



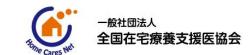
「事件化」とし難いもの

一般に

●名誉毀損罪·侮辱罪

▷弁護士と相談して告訴を対応する

●紛争の両者の言い分の是非などの判断/仲裁

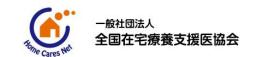


傷害罪、暴行罪、脅迫罪、強要罪、恐喝罪、

親告罪(被害者が刑事告発することを必須)ではなく

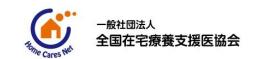
「非親告罪」(事実があれば事件化される)です。

▶警察へ被害届けを行う



暴行罪 (刑法第208条)

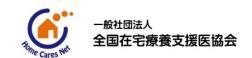
2年以下の懲役若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは 科料暴行を加えられた人が傷害にするに至らなかった場合の行為



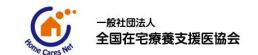
傷害罪 (刑法第204条)

15年以下の懲役又は50万円以下の罰金 他人の身体に対して暴行を加えるなどして、人を傷害した場合に成立する犯罪行為。 故意犯を処罰する規定。

- 傷害とは、
- 創傷、擦過傷、打撲傷などの外傷
- 人を失神させる
- 病気にさせる
- 外傷後ストレス障害などにかからせるなど



	脅迫罪	強要罪	恐喝罪
行為	本人や親族の生命・身体・自由、 名誉または財産対して害を加える ことを告げて、人を脅迫する行為	相手本人や親族の生命・身体・ 自由・名誉・財団に害悪を与え ることを告知して、相手に義務 のない行為を行わせる行為	人に暴行や脅迫を行うことにより、財物を交付させる行為や、 財産上の利益を得る行為
未遂罪	なし	あり	あり
法定刑	2年以下の懲役または 30万円以下の罰金	3年以下の懲役刑	10年以下の懲役
親告罪か否か	非親告罪	非親告罪	非親告罪
公訴時効	3年	3年	7年



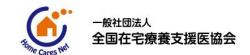
脅迫罪の具体例

- ▶大声を出す、モノを壊すなどの威嚇行為を通じて執拗に迫る
- ▶ 電話や手紙・メールでも内容次第で脅迫罪が成立する。

脅迫罪は「害悪を告知」した時点で成立する。

被害者が畏怖(恐怖)することまでは要件に含まれない。

※脅迫罪には未遂罪はない。



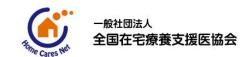
強要罪の具体例

▶「今すぐここで土下座しろ」「今すぐ、ここで謝罪文を書け。」

「帰りたい」と言っているのに帰さない行為なども含まれる。

※脅迫罪には未遂罪はないが、強要罪には未遂罪がある

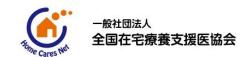
(刑法223条3項)



恐喝罪 (刑法第249条)

10年以下の懲役(懲役3年以上は執行猶予なし) 恐喝罪の成立は、加害者による暴行または脅迫が要件

- ●暴行・脅迫を用いたか
- ●被害者が恐怖の感情を感じたか
- ●恐怖心から財物を処分したか
- ●金銭などが加害者や第三者の手に渡ったか
- ※恐喝事件は逮捕による身柄拘束を受けやすい犯罪。
- ※恐喝罪には未遂罪がある(刑法第250条)

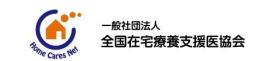


威力業務妨害罪 (刑法第233、234条)

3年以下の懲役、または50万円以下の罰金。

店内で大声を出したり物を倒したりして怖がらせるなどで、威力を用いて業務を妨害する行 為。

- ●暴行や脅迫などによって威迫すること
- ●大声や叫び声などによって混乱を生じさせること
- ●業務に必要な物を捨てたり隠したりすること
- ●生命や身体への危険状態を作り出すこと
- ●地位や集団などによる威圧的な勢力を利用すること
- ※迷惑電話を何時間も続けたり何百回も掛けたりするものも含まれる。 (5回以上繰り返された場合には威力業務妨害罪で警察へ通報してよい)

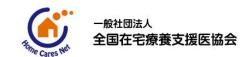


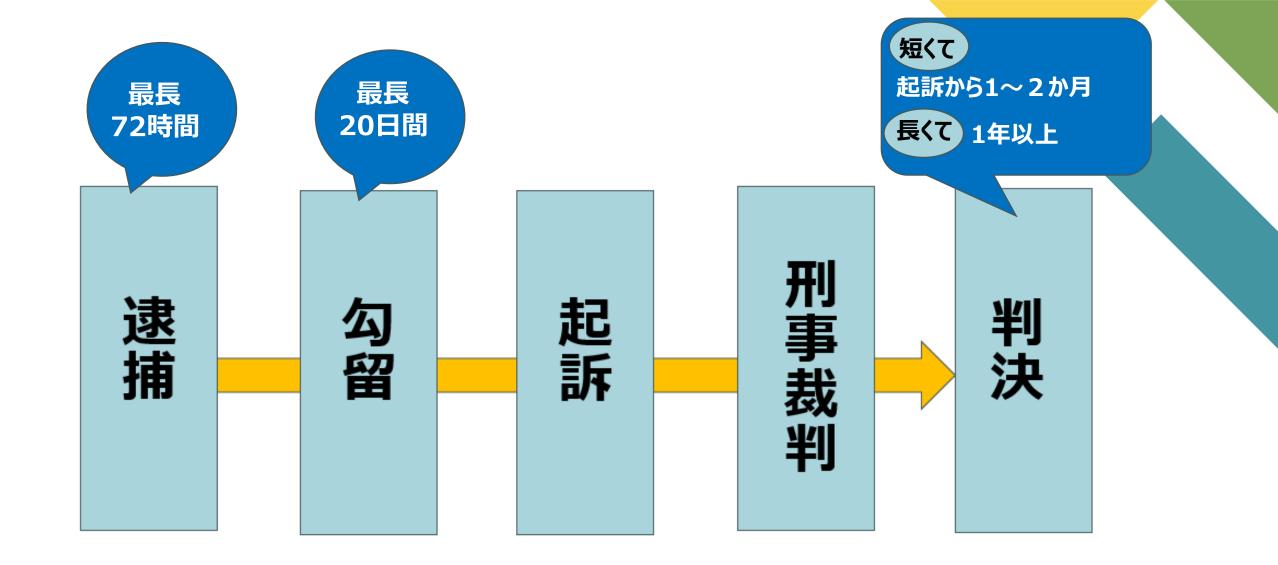
不退去罪 (刑法第130条)

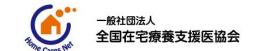
3年以下の懲役、又は10万円以下の罰金(住居侵入罪と同様)

店や建物の所有者や管理者から要求があったにも拘らず退去しなかった場合。

- ▶嫌がらせ威圧を目的として「要求を通るまで帰らない」とオフィスや店舗に居座る。
- ▶責任者が来るまで待たせてもらうよ。閉店時間?そんなの知るかよ!」

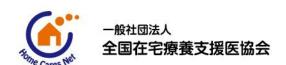






【在宅医療の特性】

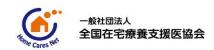
- 1, 在宅医療・ケア提供者は、利用者の生活と療養の全体を支えることを使命としている
- 2, 在宅医療・ケアの場は、利用者宅などの私的な空間であり、時に密室となる
- 3, 在宅医療・ケア提供者は、その利用者の看取りまで、 責任をもって関わり続ける



Q4. 実際に行っている予防対策 ~現場での危険に備えた取り組み~

《護身》

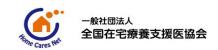
- ◆護身術の学習
- ◆往診カバンを体の前に置いて守れるようにしている
- ◆ドアを開けて避難路を確保しドアに近いほうに居る
- ◆1人で行く場合は背中を見せないようにする
- ◆自身の安否確認のため途中で電話をスタッフから入れてもらう
- ◆警備会社に危険回避講習を行ってもらう



Q3 身の危険が予測される時、どのようなことを考えたか ~事後の対応~

《ひとりで解決しようとしない》

- ◆上司に相談
- ◆担当者会議を行う
- ◆警察へ相談

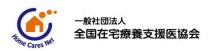


Q4. 実際に行っている予防対策 ~現場での危険に備えた取り組み~

《危険回避》

- ◆危険を感じる場所には行かない
- ◆担当交代
- ◆男性スタッフで対応
- ◆1人では患者宅に入らない(複数人で訪問)
- ◆努力しても信頼関係が築けない時は診療を断る
- ◆断る場合は弁護士を介す





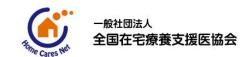
安全配慮義務

労働安全衛生法第5条

使用者(事業主)が従業員について危険を防止するために必要な措置を講じる義務があること

▶従業員に危険が予測されたにも拘らず、必要な安全配慮義務を怠れば、従業員からも

損害賠償請求を求められるおそれもあります。



Q4. 実際に行っている予防対策 ~情報収集と共有・関係者との連携による取り組み~

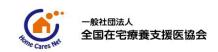
《危険な人物の予測》

- ◆初回訪問前に出来るだけ多くの情報を集める
- ◆亡くなるはずがないと強く信じている介護者について警戒する
- ◆相手によって態度が違う人について情報共有し注意する

《情報共有による解決》

- ◆被害は必ず報告する、
- ◆クリニック内の会議で情報共有し対応方法を相談する、
- ◆関係する病院ケアマネージャー介護事業所で常に情報共有を徹底する、
- ◆単独で折衝をしない





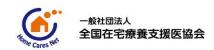
Q4. 実際に行っている予防対策 ~クレームへの日頃の対応・対策~

《パンフレット》

- ◆患者向けパンフレット(療養の希望/在宅でできることできないこと/緊急時対応など)を用いて説明し同意を得る
- ◆クレーマーマニュアルの作成

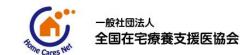
《傾聴術》

- ◆患者さんの意見を聞く
- ◆危ないと感じる人には断言した言い方をせず傾聴する



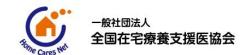
ハラスメントの抑止対策として

- ●『防犯カメラ』『防犯ブザー』の設置 (受付・面談室など)
 - →診察室は猥褻目的の疑義の可能性を考慮する
- ●催涙スプレー(唐辛子成分など)
- →受付・相談室などへの設置は可
 - ※携行することはできない(凶器隠匿携帯罪に抵触)
- 刺股(サスマタ)
- →通常は複数用意して複数人数で取り囲むように使用
 - ※都立公立校の80%に配備されている



暴力行為への対策

- ●・避難路の確保
- →2ヶ所以上の出入口が望ましい
- →面談は避難路に近い位置に座る
- ●『警察官立寄所」ステッカーの掲示
 - →所轄警察署の生活安全課へ相談 (署長の承認のもと掲示できる)





ご清聴ありがとうございました

